

「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対して提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和5年10月11日(水)から令和5年11月10日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に準じて、「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」について意見・情報の募集を行った結果、2名から10件の意見・情報が寄せられました。

分類	件数
①考え方を示した意見・情報 計	8
②全項目評価書案そのものに対する意見・情報でないもの 計	2

①に関する意見・情報について、滋賀県の考え方を以下に示します。

取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で整理したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の概要とそれに対する県の考え方

番号	項目	意見・情報の概要	県の考え方
1	I 基本情報 システム2	附票は特定の議員さんが見たいためのものだ。	県が保存する本人確認情報や附票本人確認情報は、住民基本台帳法や滋賀県住民基本台帳法施行条例に規定されている事務以外で他機関等に提供することはありません。
2	I 基本情報 4. ① (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル	知事が県民の確かどこかの市議会議員とその近くのつるんでいる同じ党でそいつが見たかったら見せてしまう。	端末の操作者を新規登録する際には、職員証等による本人確認を行っており、また検索時には、生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行っており、登録された職員以外の者が検索を行うことのないような措置を取っています。
3	I 基本情報 (別添1)(1)(備考)1. 1-①	みんな特定の議員さん(国会議員・比例代表)が見られるようにする。	操作者に対しては、担当者研修会やセキュリティ会議により、第三者に個人情報を漏えいさせる等の不適切な目的での利用を行わないよう徹底しています。
4	I 基本情報 (別添1)(2)	誰とは言いませんが、自分らの得なようにするということ。	また住民基本台帳法により住基ネットの操作者や情報受領者には守秘義務が課せられるとともに、違反した場合の刑罰が規定され、内部の不正利用防止対策が講じられています。
5	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. ③	区域内の住民が見られる。確かそういう取り組みだった。どここの議員と近くにおる知事が同じ党で、党が力を持っている。	さらにシステムの操作履歴を記録し、不正な操作が無いことについて操作履歴により適時確認し、厳重に管理を行っています。
6	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. ③	隣の人の附票も確かとある議員(選挙人)が見られるようにする。	
7	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. ②	なにせ特定の議員の耳に入るようにするということ。	
8		県庁は入口で入館手続きが取られておらず、誰でも各課の担当者のところまで自由には入れる状態であるので、セキュリティ対策が不安である。 端末は執務室に設置されているということであるが、外部の人間が県庁の職員を装い、この端末で検索して、不正に情報を取得することを防ぐ対策は取られているのか。	